



厚生労働省北海道労働局発表
平成30年10月12日

【担当】
厚生労働省
北海道労働局労働基準部賃金室
室長 松坂 伸雄
室長補佐 田中 洋満
電話:011-709-2311 (内 3531)

北海道特定最低賃金引上げの答申がまとまりました

北海道地方最低賃金審議会（会長 ^{かとうともゆき}加藤智章）は、10月3日までに、「北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」など4業種の北海道特定最低賃金を引き上げるのが適当であると、北海道労働局長（局長 ^{ふくしわたる}福士 亘）に答申しました（下表参照）。

この答申を受け、北海道労働局では、今後、発効に向けて所要の手続を進めることとされています。

（表） 北海道特定最低賃金の答申内容

特定最低賃金の件名	答申日	答申のあった時間額	現行の時間額	引上額 (引上率)	発効予定日
処理牛乳・乳飲料、 乳製品、糖類製造業	10月3日	871円	850円	21円 (2.5%)	12月1日
鉄 鋼 業	10月2日	948円	927円	21円 (2.3%)	12月1日
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	10月1日	868円	842円	26円 (3.1%)	12月1日
船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業	10月1日	866円	845円	21円 (2.5%)	12月1日

※ 本答申に対する異議申出があった場合には、発効が遅くなる場合があります。

なお、北海道最低賃金（地域別最低賃金）については、既に本年10月1日に改正発効し、時間額835円となっており、北海道労働局ではその周知に努めるとともに、履行確保を図っています。